

歲首歲末の時事新報 三日共發刊す

廣生申込の締切期限

來る二十七年一月一日は月曜日に當り新報休刊の例日なれども年頭早々の休刊は公衆の不便なるを以て本社は休刊を四日延べ

一日二一日三日の

來る三十日より一月二日迄の紙上は例年廣告掲載の依頼頗る多く且つ此三日間は本社臨時に紙数を増刊するを以て印刷上の都合により廣告申込の期日を左の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依頼に應する能はざる事あるべし

三十日の紙面に掲ぐる廣告 来る二十九日限り二日の紙面に掲ぐる廣告 来る三十一日限り前號の社告は取消す

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(海外送信には此他後に)

一號 貨幣五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金五圓八拾五錢〇一箇月 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

前金一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事を御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津

三 北米合衆國、英領印度、布諸島、一箇月 金六拾錢

四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸島、深

五 露領浦潮斯德、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行至多字廿四字	一日	限	一日以上
一 行 二 付 十三錢十一錢十錢五厘	七日以上		

各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるふと算からず偶に時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せよと雖も世間に往々此類の社に付され本社に向か發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せよ又本社に保存せよ

時事新報 地價修正と監獄費

今之民論が地價修正を唱へる其口實は民力休養云々に

在れども實際は唯政府を苦しむる手段に過ぎざるのみ如何となれば地價修正の民力云々に寸效なきは明白の事實にして其輩と雖も之を知らざる理由はかかる可し知りて而して之を唱ふるは其志休養に在らずして他に期する所のあるを知るに足る可ければなり然るに現政府は何の見る所あるか自から其案を提出して之を事實に行はんとす我輩の殆んど了解に苦しむ所な

り抑も公平の眼を以て今日の實際を察するに民間の苦情は實に少なからず即ち租税の負擔に就て不公平を訴ふるものなれど其不公平の次第を細に分析するときは必ずしも負擔の重きに堪へずして云々するに非ず今之の稅約束とも云ふべきのみならず維新以來は非常の輕減を目的の繁多にして其手數の繁雜なるに苦しむものなり即ち地租の如きは千百年來の慣習にして殆んど先天の負擔に至りては何れも新奇の稅目にして人民の耳目に慣れる其上に收稅上の手數の如き非常に繁雜を極め

地方細民の堪ふる所に非ず左れば國庫に充分の餘裕を生じて眞實に民力休養の計を爲さんとならば先づ地方繁多の稅目を除くふと肝要にして彼の監獄費國庫支辨の案の如きは最も此趣意に附くものと云はざるを得ず抑も監獄費用の性質に於て本來國庫の支辨に屬するものは今更ら云ふまでもなく既に十數年前までは實際國庫より支辨したるふとあるに政府は財政上の困難より一時の方便として之を地方に負担せしめたるものなり若しも民論にして眞實人民の利害を心に關したらんに

は此處置に對して大に反対を試む可き筈なるに然るに冒て一言の反対もなく看すゝ三百何十萬圓の負擔を地方の人民に嫁せしめたるの一事にても彼の民論なるものは眞實人民の利害より發するに非ずして徒に空論を喋々するに過ぎざるを知る可きなり其は兎も角もとして地方人民の私情に於ては是れは國稅なり彼れは地方稅なりなぞ一々の區別を知る可きに非ず只そ不平に投じ民聲を裝ふて起きたるものなれども實際を急縮の結果は一般社會の不景氣を惹起して米價の如きも非常に下落を催はしたるが故にますゝ苦痛を感じて民間の不平一方ならず地價云々の論の如きは恰も其の負擔の大にして手數の繁雜なるに苦しむ其處に紙幣に屬する可きものを一時の方便の爲めに地方に移して云々其策を増したるが如き取りも直さず苦情の一原因と爲りたるものなれども眞實に民力の休養を謀るの恩恵は一般に及ばずして實際に休養の效なき反対すべく其策を増したるが如き取りも直さず苦情の一原因の如きは幾回られを行ふも全國の地價に完全の平均を得るは到底難きのみならず假令之を行ふも修正の如きは幾回られを行ふも全國の地價に完全の平

均を得るは到底難きのみならず假令之を行ふも修正の如きは幾回られを行ふも全國の地價に完全の平

の餘り心にもなき地價修正を企てて貴族院より監獄費案を提出されたるふと失體の至りなれ政府の失體は即ち貴院の面目にして我輩は此一事に就き貴院に重きを置かんとするものなり或は衆院は地價修正云々の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依頼に應する能はざる事あるべし

三十日の紙面に掲ぐる廣告 来る二十九日限り二日の紙面に掲ぐる廣告 同じ 来る三十一日限り前號の社告は取消す

官報

本年(十二月)大藏省調令第四十九號ナ以テ會計主務官事務引継方定メラレ候ニ付アハ仕拂命令官ニ於テモ右ノ題心得ヘン

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省調令第二十四號 内務省所管經費仕拂命令官

本年(十二月)大藏省調令第六十五號

日本酒製造壹圓(模擬シタルモノ)一葉

明治二十七年九月一日 全一冊 小倉政務發行東京市麹町区新橋

右出版物ハ安寧秩序ナ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ナ禁止ス

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第六十七號

明治二十七年九月一日 全一冊 小川善蔵發行大坂市東區五番町四

右出版物ハ安寧秩序ナ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ナ禁止ス

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第六十六號

明治二十七年九月一日 全一冊 小川善蔵發行大坂市東區五番町四

右出版物ハ路本層類似ト認ムルヲ以テ其發賣頒布ナ禁

止ス 明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第六十七號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第六十八號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第六十九號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第七十號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○近江鐵道の餘り心にもなき地價修正を企てて貴族院より監獄費案を提出されたるふと失體の至りなれ政府の失體は即ち貴院の面目にして我輩は此一事に就き貴院に重きを置かんとするものなり或は衆院は地價修正云々の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依頼に應する能はざる事あるべし

三十日の紙面に掲ぐる廣告 来る二十九日限り二日の紙面に掲ぐる廣告 同じ 来る三十一日限り前號の社告は取消す

官報

本年(十二月)大藏省調令第六十五號

日本酒製造壹圓(模擬シタルモノ)一葉

明治二十七年九月一日 全一冊 小川善蔵發行大坂市東區五番町四

右出版物ハ安寧秩序ナ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ナ禁止ス

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第六十七號

明治二十七年九月一日 全一冊 小川善蔵發行大坂市東區五番町四

右出版物ハ路本層類似ト認ムルヲ以テ其發賣頒布ナ禁

止ス 明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第六十八號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第六十九號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第七十號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第七十一號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第七十二號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第七十三號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第七十四號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第七十五號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○内務省告示第七十六號

明治二十六年十二月十六日 内務大臣伯爵井上馨

○近江鐵道の餘り心にもなき地價修正を企てて貴族院より監獄費案を提出されたるふと失體の至りなれ政府の失體は即ち貴院の面目にして我輩は此一事に就き貴院に重きを置かんとするものなり或は衆院は地價修正云々の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依頼に應する能はざる事あるべし

三十日の紙面に掲ぐる廣告 来る二十九日限り二日の紙面に掲ぐる廣告 同じ 来る三十一日限り前號の社告は取消す

官報

本年(十二月)大藏省調令第六十五號

日本酒製造壹圓(模擬シタルモノ)一葉

明治二十七年九月一日 全一冊 小川善蔵發行大坂市東區五番町四

右出版物ハ安寧秩序ナ